

Audax Japan 2006 年総会議事録

日時：2006 年 11 月 18 日 13:00 – 15:30

場所：東京都新宿区四谷 TKP 四谷第一会議室

出席者数：189 人（書面表決者 168 人）

11 月 18 日時点での Audax Japan 会員数は 450 人であり、Audax Japan 会則第 18 条の定める有効出席者数はその 20%、つまり 90 人である。本総会の出席者数は 189 人であり、有効出席者数以上なので本総会は成立する。

1. 決算報告

以下の決算報告がなされた。また、オダックス埼玉代表妻神氏による会計監査の報告があり、決算報告に不審な点が無いことが確認された。

来年度からは会計を 10 月 15 日締めとして決算をおこなうことが承認された。

(単位:円)

前年からの繰越金	660,562
----------	---------

収入		摘要	支出		摘要	差し引き
会費(保険料を除く)	866,000	433 人				
保険料	2,011,800	649 口	保険料	1,697,660	1 人平均 2,616 円	
BRM 収入 注 1	856,530	主にメダル代	主催者保険	82,590	2500 人分	
			SE 基本料	115,920	入会と BRM 参加	
			その他	390,775	通信運搬費等	
合計	3,734,330			2,286,945		注 2 1,447,385

翌年への繰越金	2,107,947
---------	-----------

注 1: 資料作成時点で A 近畿からの送金が 1 回分しかなかった。(その後 11 月 1 日に 156,800 円の振込があったことを確認した)

注 2: ACP への支払いが年末にある予定で、まだ確定はしていないが、80 万円ほどと予測している。

2. 主催クラブの活性化促進

保険のみに加入するための会で団体保険を受けることができないことが総会の直前になって判明したため、事前に配布された議案に対して、「Audax Japan は会員制クラブとして存続する」という修正

案が加藤会長から提示された。ただしこの修正は、議案どおり主催者クラブの活動範囲を広げ、主催者クラブと BRM 参加者との密接な関わりを促進するという主旨に変わりはない。

この議案は事前配布から変更があったため、活発な意見の交換や提案がなされた。保険の要件をみつつ、将来の主催者オープン化に対応可能な組織構造の議論がなされた。まとめると以下のようなになる（図参考）。

- 参加者は、AJ 会員、各 BRM 主催クラブ員、無所属に分類される。ある人間が AJ 会員であり同時にクラブ員であることもある（排他的ではない）。
- 各主催クラブに会員が入会する際の判断は各クラブに一任する。
- AJ の運営に関する意見は、各主催クラブの主催者を通じて集約する。
- Audax Japan の会員は必ず AJ の紹介する団体保険に加入する。

BRM に参加するには、参加者は第三者賠償責任保障に加入していることが必要である。また、ACP への認定申請には各参加者が所属するクラブのコードを記入することが求められている。よって、BRM の申請時にこれら二つの情報を参加者は主催者に通知せねばならない。

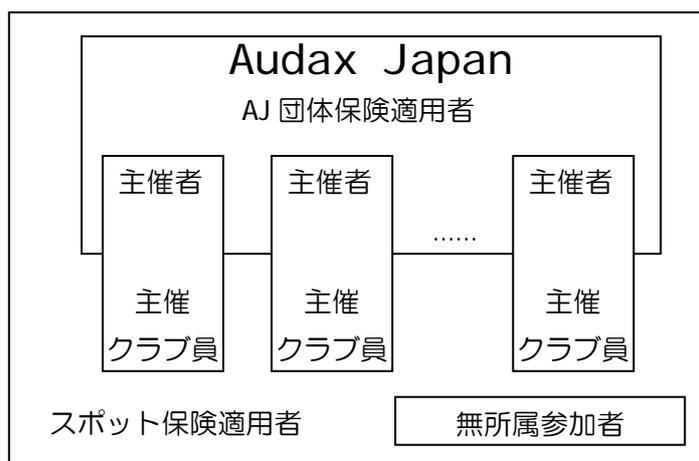


図. Audax Japan の組織概念図

保険については、将来のブルベの参加人口の増加に伴って AJ の紹介する保険以外でも許可すべきではないかという提案があった。これはブルベ人口が数万人と多くなれば他の保険会社も商機とみて参入するのではないかということが前提となっている提案であった。しかし、現在のところ徹夜で公道を走るイベントである BRM をカバーできると確認が出来ている保険会社は 2 つしかないこと、現在の参加者数は 500 名前後であることから、上記のような増加が起きた時に、その時点での状況で決定しようかと判断保留することとなった。

本議案は賛成 167、反対 7、棄権 15 で可決された。

3. スポンサーの排除について

ブルベにスポンサーおよびあらゆる商業行為につながることを排除することに対して、書面での反対意思表示はあったが、具体的な反対意見はなかった。

しかし、総論としては賛成だが、具体的にどのような行為で抵触と見なすかの基準については個人ごとに判断が異なることから、議論が行われた。以下に示すような意見が提出され、一定の基準として合意を得た。

- 物品やサービスの提供と引き換えに個人情報などが商業行為を行う団体に提供されることを最大の懸念としている。
- ブルベのイベントに冠名を付けることは抵触する。(例えば「ウィダー BRM923 長野」などという命名等。(この例で「ウィダー」は例としてあげただけで、そのような申し出があった事実はありません))。
- 提供品の広告のために提供社員が来て宣伝をすることや、ブースを構えるのは抵触するという例が示された。
- 逆に、単に提供された補給食などを参加者が自由に食べられるようにする例は抵触しない。

決を採り、賛成 167、反対 7、棄権 15 の結果を得た。

以上

この議事録が正確であることを証します。

2006年11月23日

議長 加藤 孝 印

議事録署名人 平山 晃 印

議事録署名人 本多 海太郎 印

議事録署名人 下國 治 印